

別記 2

米原市近江母の郷コミュニティハウス飲料等用自動販売機設置仕様書

1 貸付場所および面積、設置台数等

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積	高さ	予定価格 (最低貸付料)
1	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (本棟内待合室)	1	1.5 m ²	1.8m 以内	10,860 円/年
2	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (外待合棟内待合室)	1	1.5 m ²	2 m 以内	7,300 円/年
3	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (外待合棟内待合室)	1	1.5 m ²	2 m 以内	7,300 円/年
4	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (外待合棟隣接屋外)	1	1.3 m ²	2 m 以内	2,140 円/年
5	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (外待合棟隣接屋外)	1	1.3 m ²	2 m 以内	2,140 円/年
6	米原市宇賀野 840 番地 1 近江母の郷コミュニティハウス (外待合棟隣接屋外)	1	1.3 m ²	2 m 以内	2,140 円/年

- (1) 貸付面積には、放熱余地および分別回収ボックス設置部分を含みます。
- (2) 申込み前に必ず設置場所の確認を行ってください。
- (3) 予定価格には、消費税および地方消費税相当額は含まれていません。

2 契約の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付ける方法により行います。また、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

3 貸付期間

- (1) 令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から令和 12 年(2030 年) 3 月 31 日までとします。
- (2) 契約期間の更新は行いません。

4 貸付料

落札価格に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した額とします。

5 自動販売機の設置条件

(1) 規格およびデザイン

- ① 幅 1.3m以内、奥行き 0.9m以内、高さ 2 m以内（物件 1 のみ高さ 1.8m以内）であること。
- ② 障がい者等の利用に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ③ 周辺環境と調和したデザインとし、著しく華美でないこと。

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ヒートポンプ」、「LED照明」など消費電力の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- ② 二酸化炭素または炭化水素を冷媒として採用した機種であること。

(3) 設置

- ① 自動販売機の設置に当たっては、J I S規格「自動販売機の据付基準」（1977 年制定、1996 年改定）および業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」（1988 年制定、1995 年改定）ならびに日本自動販売機工業会発行の「自動販売機据付基準」（2008 年発行）を遵守した安全対策を講じること。
- ② 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。
- ③ 自動販売機の設置場所ごとに、1 個以上の各分別回収ボックスを貸付区域内に設置し、設置事業者の責任において適切に管理すること。

6 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水または菓子類等の軽食品とし、酒などアルコール類およびたばこの販売は行わないこと。
- (2) 清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パックまたはプラスチック容器とする。
- (3) 販売価格については、標準販売価格以下とすること。

7 管理運営の条件

- (1) 設置事業者において、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機、商品、売上金等の毀損もしくは盗難について、その責任を市に負わせないこと。
- (3) 自動販売機内部、外部および設置場所周辺の清掃を定期的に行うこと。
- (4) 設置事業者において、自動販売機の保守、点検等を適切に行い、適正な維持管理に努めること。
- (5) 分別回収ボックスの空容器は、設置事業者の責任で回収し、関連法令に基づき適切に処理すること。
- (6) 商品の搬入、空容器の回収等を行う時間、経路等については、施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 自動販売機の故障、苦情等の対応は、設置事業者において迅速に行うものとし、自動販

売機に連絡先を明記すること。

- (8) 関連法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (9) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。

8 経費負担

- (1) 自動販売機の設置および撤去またその費用の負担は、設置事業者が行うものとします。
- (2) 自動販売機に係る光熱水費は、貸付料とは別に設置事業者が負担するものとします。
- (3) (2)の光熱水費を算出するために必要な計測機器等の設置またその費用の負担は、設置事業者が行うものとします。

9 貸付料および光熱水費の支払

- (1) 貸付料については、本市が発行する納入通知書により、指定された期限内に1年分を納入するものとします。
- (2) 光熱水費については、1年間分の使用料を算定し、年度終了後に本市が発行する納入通知書により、指定された期限内に納入するものとします。

10 原状回復

設置事業者は、契約期間の満了または契約解除された場合は、速やかに原状回復するものとします。なお、原状回復については、設置事業者の負担のもとに行うものとし、一切の補償を本市に請求することはできないものとします。